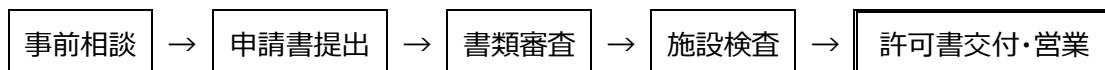


## <公衆浴場営業許可申請の手引き>

(令和8年4月改訂)

### 1 手続きの流れ



※申請から許可までの標準処理日数は20日間（閉庁日を除く。）です。ただし、書類に不備があったり施設検査で基準に適合しなかったりした場合はこの限りではありません。

※着工前に基準に適合することを確認するため、事前相談をお勧めします。

※施設検査は、原則火曜日と木曜日に行います。実際に営業ができる程度に準備が整った状態で行います。

### 2 申請書類等

- 公衆浴場営業許可申請書（手数料：22,000円）
- 付近400m以内の見取り図（近くに既存の一般公衆浴場がある場合は、その位置と申請場所との距離を明示してください。）
- 公衆浴場の構造設備の概要（別紙様式）
- （営業者が法人の場合）定款又は寄付行為の写し、登記事項証明書（写し又は原本）
- 敷地内の配置図（他の建築物や受水槽等を明示したもの）
- 施設内の平面図（浴室、脱衣室、機械室等の配置のほか、浴槽面積や洗い場面積、脱衣室面積、シャワーや給湯・給水栓、排水溝、換気等の設備の位置等が明示されたもの）
- 給湯・給水系統、入浴設備等の配管図（循環ろ過設備を設ける場合は、フロー図も添付すること）
- （温泉を利用する場合）温泉成分分析書の写し
- （適用除外承認申請をする場合）公衆浴場施設措置基準適用除外承認申請書

※適用除外承認申請とは・・・

衛生上及び風紀上支障がなければ、施設基準の一部を除外できるものがあります。この場合、許可申請書と一緒に承認申請書を提出します。適用除外の対象となる基準項目は、盛岡市公衆浴場法施行条例第4条第2項で定められています。

### 3 関係法令

※飲食物を提供する場合は、食品営業許可が必要です。詳しくは、当課の食品衛生担当に相談してください。

※公衆浴場の施設には、建築基準法や消防法による規制があります。詳しくは、盛岡市役所 建築指導課と、施設所在地を管轄する消防署に相談してください。申請時は、次の書類の確認に協力してください。

- 建築確認検査済証の写し（建築物の完成後に、建築主事等の検査を受けた後に交付されるもの）

○申請書案内ページ【広報 ID：1015197】  
「盛岡市公式ホームページ」→「オンラインサービス」  
→「申請書ダウンロード」→「健康・福祉に関する申請書」  
→「保健所」→「生活衛生」  
→「公衆浴場営業許可申請書」

○お問い合わせ先  
盛岡市保健所 生活衛生課  
〒020-0884 盛岡市神明町3番29号 5F  
電話：019-603-8310 ファクス：019-654-5665  
メール：[seikatsueisei@city.morioka.iwate.jp](mailto:seikatsueisei@city.morioka.iwate.jp)

## 【定義】

公衆浴場とは

温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいいます。（公衆浴場法第1条）

公衆浴場は、条例により「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」に分けられています。

種別	定義（盛岡市公衆浴場法施行条例第2条）
一般公衆浴場	物価統制令に基づき入浴料金が定められているもの（※）
その他の公衆浴場	一般公衆浴場以外の公衆浴場

※物価統制令により岩手県が定める一般公衆浴場の入浴料金は、令和8年度現在において480円（12歳以上の者）、170円（6歳以上12歳未満の者）、80円（6歳未満の者）です。詳細は、岩手県県民くらしの安全課（019-629-5357）にお問い合わせください。

## 【距離規制】

条例により既存の公衆浴場との距離規制が設けられています。詳細は別紙基準をご覧ください。